

生駒市建設工事等入札傍聴実施要領

(目的)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、生駒市が発注する建設工事等（建設工事及び建設工事に関連する委託業務をいう。以下同じ。）の入札（開札）の傍聴の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる競争入札は、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）及び電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）とする。

(傍聴席の区分)

第3条 市長は、郵便入札及び電子入札の開札事務を執行するに際し、開札場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴席の定員)

第4条 傍聴席の定員は、10名とする。ただし、当該定員によりがたいと市長が認めたときは、定員をその都度定めることができる。

(傍聴の申込み)

第5条 郵便入札及び電子入札の開札の傍聴を希望する者は、指名競争入札にあつては公表書、一般競争入札にあつては公告に定める日時に入札を執行する課又は室において開札傍聴申込簿に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴人の決定)

第6条 傍聴人の決定は、前条に規定する開札傍聴申込みの順とし、第4条に規定する定員になり次第申込みを締め切るものとする。

(開札立会人)

第7条 市長は、入札者が傍聴の申込みをした場合、当該傍聴者に対して開札の立会いを依頼することができる。

2 前項により開札立会人となった者は、第9条の規定を遵守するものとする。

(傍聴できない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便入札及び電子入札の開札を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器その他危険なものを持っている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 拡声器、ラジオ、ファックス、無線機、写真機、撮影機、パソコン等を持っている者。

ただし、通信、録画、撮影、機器入力等を行うことについて、あらかじめ市長の許可を受けた者は除く。

(6) 前各号のほか、開札を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすと認められる者又は生駒市庁舎管理規則（昭和５６年１０月生駒市規則第１１号）で禁止された行為を行う者
(傍聴人の守るべき事項)

第９条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 開札事務従事者及び開札立会人と接触しないこと。
- (2) 開札の執行、経過及び結果について言動しないこと。
- (3) 談論等騒ぎ立てないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 示威的行為をしないこと。
- (6) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (7) 傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号のほか、開札の秩序を乱し、又は開札事務執行の妨害となるような行為をしないこと。

(開札事務従事者の指示)

第１０条 傍聴人は、開札事務従事者の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第１１条 開札事務従事者は、傍聴人がこの要領に違反するときは、これを制止し、かつ、その指示に従わないときは、これを退場させるものとする。

２ 市長は、前項の規定に基づき退場になった傍聴人に対して、それを理由に以後の入札の傍聴について認めないことができる。

附 則

(施行期日)

１ この要領は、平成２０年５月１日から施行する。

(生駒市建設工事等入札傍聴試行要領の廃止)

２ 生駒市建設工事等入札傍聴試行要領（平成１９年２月１５日制定）は、廃止する。